磐田市施設等利用給付認定案内

この案内は、幼稚園や認定こども園（幼稚園枠）の預かり保育料や認可外保育施設等の利用料の無償化のために必要な事項や手続きなどを記載しています。

申込みをする場合は、一読の上、必要書類をすべて揃えて提出してください。

1　施設等利用給付認定について

幼稚園や認定こども園（幼稚園枠）の預かり保育料や認可外保育施設等の利用料の無償化のために必要な認定です。利用施設等の組合せによっては、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の両方の認定を受ける必要があります。

（例）幼稚園等の預かり保育事業を利用している場合、教育・保育給付認定では１号認定を、施設等利用給付認定では新２号認定（満３歳児入園児は新３号認定)を受けることとなります。

認定区分	こどもの年齢（クラス）	利用する 保護者の条件	主な利用先
１号認定	満３～５歳児	幼稚園教育を希望するこども	・施設型給付を受けない幼稚園
２号認定	３～５歳児	保護者の就労や病気などの理由で保育を必要とするこども	・預かり保育事業 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児/病後児保育
３号認定	０～２歳児	市民税非課税世帯で保護者の就労や病気などの理由で保育を必要とするこども	

◆申込み後、磐田市で審査し、該当する方には、「施設等利用給付認定通知書」を郵送します。

2　幼児教育・保育無償化について

(1) 幼稚園と認定こども園（幼稚園枠）の預かり保育

利用日数に応じて 1 日あたり 490 円、月額 12,300 円を上限に無償化

(2) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

3～5 歳児クラスの全ての子どもの保育料（月額 40,300 円を上限に無償化）

0～2 歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもの保育料（月額 45,700 円を上限に無償化）

(3) 施設型給付を受けない園

満 3～5 歳児クラスの全ての子どもの利用料（月額 28,000 円を上限に無償化）と預かり保育料（利用日数に応じて 1 日あたり 490 円、月額 12,300 円を上限に無償化）の計 40,300 円を上限に無償化

（１）と（２）の無償化には、保育の必要性が認められる必要があります。

保育を必要とする事由	保護者の状況	利用できる期間(認定期間)
就労	月 64 時間以上就労している。	就労が継続している期間
妊娠・出産	出産前後	出産予定月の前後２か月間　※１
疾病・障がい	保護者に疾病、負傷、障がいがある。	疾病等が回復するまで
介護・看護	同居の親族を常時介護、又は常時看護している。	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧	火災などの災害の復旧に当たっている。	復旧が完了するまで
求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている。	効力発生日から 90 日を経過する日の月末　※２
就学	月 64 時間以上、大学、職業訓練校、専門学校などに通っている場合	卒業予定日の月末まで
虐待・ＤＶ	児童虐待、DV を防止するために必要な場合	必要と認められる期間

※１ 認定後 90 日を経過する日の月末までに月 64 時間以上勤務の条件を満たす「就労(内定)証明書」を提出してください。なお、提出されず、他の保育を必要とする事由にも該当しない場合は認定が終了となります。

３　申込みについて

(１) 受 付 時 間 ９：００から１６：３０まで(年末年始、土・日曜日、祝日を除く)

※ 幼児教育保育課で申請の場合

(２) 受 付 場 所 幼児教育保育課（i プラザ 3 階）又は利用予定施設（市外施設利用予定者は幼児教育保育課へ提出）

(３) 申込み期間 利用予定日までに申請書等を提出してください。認定日は、原則、遡ることができません。

※ 磐田市外にお住まいの方の申込みについて

磐田市外にお住まいの方は、お住まいの市町村へ申込みをしてください。必要書類につきましては、お住まいの市町村に御確認ください。お住まいの市町村で認定取得中に磐田市へ転入し、認定を継続したい場合は、幼児教育保育課へ申込みしてください。

4　申込みに必要な書類について

	提出書類	対象者
1	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式第 1 号）	施設型給付を受けない幼稚園の入園希望者で預かり保育を必要としない方 ※施設型給付を受けない幼稚園の入園希望者で預かり保育を必要とする方は様式第 2 号を提出してください
2	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式第 2 号）	認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業利用希望者
3	施設による実費徴収に係る補足給付交付申請書（様式第 3 号）	施設型給付を受けない幼稚園の入園希望者
4	保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書（様式第 4 号	認可外保育施設利用希望者
5	保育を必要とすることを証明する書類	様式第２号を提出する方。児童の父母分をそれぞれ提出してください。状況により必要な書類が異なります。詳細は下表でご確認ください。

【保育を必要とすることを証明する書類】

		就労証明書（※1）	確定申告書の写し等	求職活動申告書兼誓約書	申立書	＋添付資料				
						診断書（市の専用様式で提出）	母子手帳のコピー（表紙＋分娩予定日のページ）	障害者手帳・療育手帳・介護保険証のコピー	在学証明書等のコピー及びカリキュラムのコピー	関係機関の通知等
就労	雇用(内定含む)	○								
	自営業・農林漁業	○ (※2)	○							
	内職	○								
妊娠・出産					○		○			
疾病・負傷					○	○				
障がい					○			○		
介護・看護	同居の障がい者、要介護者の看護等				○			○		
	同居の障がい者、要介護者以外の看護等				○	○				
災害復旧					○					
求職活動				○						
就学					○				○	
虐待・ＤＶ					○					○

◆「育児休業」事由での新規申込みはできません。→育児明けの「就労」で申込みください。

◆「保育を必要とすることを証明する書類」のうち、放課後児童クラブ・保育園の継続入園確認届の

申請の際にもお使いいただけるものがあります。必要に応じて控えを手元に残しておくなど、対応をお願いします。なお、書類の有効期限等は提出先に御確認ください。

5　施設等利用給付認定後について

(1) 申込みの内容に変更があった場合

申込みの内容に以下のとおり変更があった場合は、幼児教育保育課へ届け出をしてください。

・保護者や児童の住所・氏名（結婚・離婚など）に変更があった場合
・世帯員の増減があった場合
・妊娠（出産）した場合
・保育を必要とする事由が変更となる場合
・就職、育児休業復帰、退職、転職、勤務形態の変更があった場合
・生活保護の開始又は廃止が決定した場合（新 3 号認定の方のみ）
・利用施設の変更（転園）を希望する場合

※ いずれの場合も、該当する証明書等の提出が必要となります。

(2) 市外へ転出する場合

市外へ転出する場合は、認定が取消しになります。認定を継続したい場合は、転出先の市区町村で給付認定申請を行ってください。

(3) 認定取消しについて

次の場合、認定が取消しになりますので御注意ください。

・認定を受けている児童が転出した場合
（認定を継続したい場合は、転出先の市町村で手続きが必要です。）
・提出した証明書等に虚偽があることが判明した場合
（認定の取消し時に遡って、返金していただくことがあります。）
・正当な理由がなく必要書類の提出に応じなかった場合
・保育を必要とする事由がなくなった場合

お問い合わせ先

磐田市こども部幼児教育保育課
運営支援グループ：0538-37-2754

